

広島県教育委員会教育長告示第一号

広島県立教育センター庁内取締規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県立教育センター庁内取締規程の一部を改正する告示

広島県立教育センター庁内取締規程（昭和六十三年広島県教育委員会教育長告示第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「総務課」を削る。

第六条の見出し中「閉門時刻後等」を「休日」に改め、同条中「第十六条に規定する閉門時刻後及び」を削り、「出入しよう」を「出入りしよう」に、「住所（職員の場合は、所属部名等）、氏名、用件等について警備員に届け出なければ」を「所長の承認を受けなければ」に改め、同条ただし書を削る。

第七条第一項第五号中「閉門時間」を「広島県の執務時間を定める規則（平成元年広島県規則第四十五号）第一項に規定する県の執務時間」に改め、同条第二項中「総務部総務課長」を「総務部長」に改める。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

附 則

この教育委員会教育長告示は、平成三十一年四月一日から施行する。